

(第70期定時株主總會招集ご通知 添付書類)

第 70 期 報 告 書

〔平成18年4月1日から〕
〔平成19年3月31日まで〕

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
会 計 監 査 人 監 査 報 告
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 監 査 報 告
監 査 役 会 監 査 報 告

株式会社 **熊谷組**

事業報告 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

a. 一般の概況

当事業年度におけるわが国経済は、収益好調を背景とする企業の設備投資の増加と厳しさが残る雇用情勢に改善が進み、個人消費に弱さがみられるものの景気は緩やかながら回復を続けました。

建設業界におきましては、工場、事務所等の企業の設備投資やマンション等の住宅投資は増加となりましたが、公共投資は低調に推移し、総じては減少基調でありました。また、国内公共土木工事においては価格競争が激化し極端な低価格入札が頻発するなど、厳しい経営環境となりました。

当社はこのような状況のもと、再建過程から次なるステージへ移行した当事業年度において、全社の総力を挙げて利益の確保に努めてまいりました。

当事業年度の業績につきましては、受注高は、国内土木工事及び建築工事の増加により前年度比8.1%増の2,518億円となりました。このうち、土木工事は781億円、建築工事は1,736億円であり、これらの発注者別内訳は官庁21.8%、民間78.2%であります。また、国内、海外別で見ますと、国内工事は2,438億円、海外工事は79億円であります。

売上高は、前年度比0.8%減の2,635億円となりました。このうち、土木工事は881億円、建築工事は1,753億円であり、これらの発注者別内訳は官庁30.3%、民間69.7%であります。また、国内、海外別で見ますと、国内工事は2,461億円、海外工事は173億円であります。

翌事業年度への繰越高は、前年度比5.3%減の2,117億円となりました。このうち、海外工事は113億円であります。

利益につきましては、海外大型工事の収支悪化に伴う損失計上等による完成工事総利益の減少により、経常利益は前年度比62.1%減の30億円となりました。また、保有する有価証券の売却により投資有価証券売却益を計上したものの、継続的な債権の見直しに係る貸倒引当金の繰入を行った結果、当期純利益は28億円となりました。

b. 部門別の状況

〔土 木〕

土木の受注高は前年度比1.9%増の781億円となりました。このうち、国内工事は707億円、海外工事は74億円であります。

主な受注工事は、首都高速道路株式会社：中央環状品川線シールドトンネル（北行）工事（東京都）、仙台市：仙台市高速鉄道東西線六丁の目工区土木工事（宮城県）、東京電力株式会社：東通原子力発電所1号機新設工事に伴う敷地造成工事他2件工事並びに関連除却工事（青森県）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構：北海道新幹線、新茂辺地トンネル（東）1（北海道）等であります。

完成工事高は前年度比14.0%減の881億円となりました。このうち、国内工事は723億円、海外工事は158億円であります。

主な完成工事は、首都高速道路株式会社：S J 11工区（4）～S J 31工区（外回り）トンネル工事（東京都）、広島高速道路公社：広島高速1号線（安芸府中道路）道路新設工事（トンネル工区）（広島県）、岩手県：鷹生ダム建設（堤体工）工事（岩手県）、国土交通省：第二京阪（大阪北道路）倉治地区下部その他工事（大阪府）等であります。

〔建 築〕

建築の受注高は前年度比11.1%増の1,736億円となりました。このうち、国内工事は1,731億円、海外工事は4億円であります。

主な受注工事は、藤和不動産株式会社・大和システム株式会社：（仮称）東戸塚西口駅前タワー新築工事（神奈川県）、M I D都市開発株式会社・三井不動産レジデンシャル株式会社・住友不動産株式会社・パナホーム株式会社：タイムズ・ピース・スクエア B 工区新築工事（大阪府）、イオン株式会社：（仮称）ジャスコ鳥取北ショッピングセンター増築工事（鳥取県）、三井不動産レジデンシャル株式会社：（仮称）寝屋川市梅が丘計画新築工事（大阪府）等であります。

完成工事高は前年度比7.5%増の1,753億円となりました。このうち、国内工事は1,738億円、海外工事は15億円であります。

主な完成工事は、武蔵浦和駅第8-1街区市街地再開発組合：武蔵浦和駅第8-1街区第一種市街地再開発事業 施設建築物新築工事（埼玉県）、株式会社大京・関電不動産株式会社：（仮称）糸屋町プロジェクト新築工事（大阪府）、手寄地区市街地再開発組合：手寄地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築工事（福井県）、株式会社平和堂：（仮称）アル・プラザ鶴見改築工事（岐阜県）等であります。

当事業年度の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前事業年度繰越高	当事業年度受注高	当事業年度売上高	翌事業年度繰越高
土 木	104,314	78,195	88,165	(94,345) 94,150
建 築	119,234	173,660	175,367	(117,527) 117,571
合 計	223,549	251,855	263,532	(211,872) 211,721

(注) 翌事業年度繰越高に含まれる海外工事の繰越高について、為替相場の実勢を反映させるため、事業年度末レートで修正しております。

この減少額は150百万円であり、()内は修正前であります。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は6千万円であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中におきましては、増資及び社債の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、海外経済や原油価格の動向など、景気の下押し要因には留意する必要があるものの、企業収益の改善が続き、これが家計部門へ波及していくことなどから、国内民間需要に支えられた景気の回復が続くものと見込まれます。

建設業界におきましては、民間設備投資は増加し、住宅投資も雇用、所得環境の改善の影響を受けて底堅く推移すると考えられますが、公共投資の減少基調と建設会社の供給過剰から受注競争が一層激化するなど、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況の中で当社は、建設本業の収益力強化による持続的な成長を目指してまいります。

国内土木事業につきましては、激化する公共土木工事の受注競争に対し、これまでに培ってきた技術力を結集し、全社の総力を挙げて、技術的根拠のある価格と技術力に裏付けされた受注活動を展開してまいります。

またモバイル事業（携帯電話の無線基地局建設）などの民間土木や、土木リニューアルに注力し、縮小傾向にある市場に迅速に対応してまいります。

国内建築事業につきましては、主軸である従来型建築事業の企画提案力、技術営業力及びアフターケアを強化し顧客満足を徹底的に追求するとともに、これまでの豊富な施工実績をベースに「建物再生」の切り口で需要を掘り起こす提案型維持再生事業、フィー収益や事業参画型の工事受注の獲得を目指す新ニーズ型事業への取り組みにより、事業基盤を強化してまいります。

海外事業につきましては、営業拠点を絞込み、事業規模をコンパクトにしたうえで改めて収益基盤の再構築を図ってまいります。

当社といたしましては、引き続き「お客様に感動を」をスローガンとして掲げ、発注者の皆様並びに建物完成後にご利用される方々にご満足いただくことはもとより、50年後、100年後の世代にも評価をいただけるよう「堂々とした誠実なものづくり」を目指してまいります所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成16年の和歌山県発注工事に関し、昨年12月に当社の使用人が競売入札妨害（談合）罪で起訴されました。当社では、かねてより法の完全遵守、企業倫理の徹底を図ってきたにもかかわらず、かかる不祥事の発生を防ぐことができなかったことは誠に遺憾であります。株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことは誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、このたびの事態を重大かつ厳粛に受け止め、二度とこのような事態を起こさぬよう、以下の再発防止策を実施してまいります。

法の完全遵守の徹底

競売入札妨害、独占禁止法違反を含むあらゆる違法行為を一切行わないことを改めて全ての役員及び使用人に徹底し、法の完全遵守に全社を挙げて取り組んでまいります。

コンプライアンス教育の実施

競売入札妨害、独占禁止法違反を防止するためのコンプライアンス研修カリキュラムを見直し、これを実行いたします。

事前防止措置の強化

社内通報制度を周知徹底するとともに、内部監査制度等の事前防止措置を強化し、違法行為の再発防止を徹底してまいります。

法令遵守をあらためて徹底し、皆様からの信頼の回復に努めてまいります所存でございますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	単 位	第67期 (平成16年3月期)	第68期 (平成17年3月期)	第69期 (平成18年3月期)	第70期(当期) (平成19年3月期)
受 注 高	百万円	230,784	221,779	233,090	251,855
売 上 高	百万円	275,760	249,214	265,569	263,532
当期純利益	百万円	283,732	5,174	4,371	2,834
1株当たり 当期純利益	円	2,128.45	38.95	33.00	17.02
総 資 産	百万円	259,963	232,713	237,875	215,826
純 資 産	百万円	20,318	25,383	31,197	33,174

(注) 「1株当たり当期純利益」は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ガイアート・K	百万円 1,000	% 91.63	土木工事、建築工事等の請負及びこれらに関連する事業
テクノス株式会社	百万円 470	% 100.00	土木工事等の請負、建設用資機材の設計・製作・販売及びこれらに関連する事業
ケーアンドイー株式会社	百万円 300	% 100.00	建築リニューアル・リフォーム工事等の請負及びこれらに関連する事業
華熊營造股份有限公司	千NT\$ 301,200	% 99.97	土木工事、建築工事等の請負及びこれらに関連する事業

企業結合の経過及びその成果

上記の重要な子会社4社を含む連結子会社は10社、持分法適用関連会社は5社であります。

当連結会計年度の売上高は3,269億円と前連結会計年度に比し6億円の増収となり、当期純利益は49億円と前連結会計年度に比し3億円の減益となりました。

(7) 主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業者『(特 - 14) 第1200号』として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等

本店 福井市中央2丁目6番8号
東京本社 東京都新宿区津久戸町2番1号
支店 北海道支店(北海道札幌市)、東北支店(宮城県仙台市)、首都圏支店(東京都新宿区)、横浜支店、名古屋支店、北陸支店(石川県金沢市)、福井支店、関西支店(大阪府大阪市)、広島支店、四国支店(香川県高松市)、九州支店(福岡県福岡市)、国際支店(東京都新宿区)
技術研究所 (茨城県つくば市)
海外拠点 中国(上海、香港)、台湾、タイ、フィリピン、ベトナム、スリランカ、パプアニューギニア

(注) 平成19年4月1日付をもって横浜支店を廃止いたしました。

(9) 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,539名	- 48名	42.4歳	20.0年

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
住友信託銀行株式会社	4,308
株式会社福井銀行	4,120
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,977
株式会社りそな銀行	3,260
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,141

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数	207,596,504株（自己株式1,570,418株）
普通株式	156,896,504株（自己株式1,570,418株）
第1回第1種優先株式	7,500,000株
第2回第1種優先株式	43,200,000株

(注) 第1回第1種優先株主による第1回第1種優先株式の取得請求権の行使に伴い、取得と引換えに普通株式を交付したため、普通株式は前事業年度末比23,250,000株増加しております。また、取得により自己株式となりました第1回第1種優先株式を平成19年3月31日付で消却しており、第1回第1種優先株式は前事業年度末比9,300,000株減少しております。

(2) 株主数

普通株式	62,273名（前事業年度末比1,216名減）
第1回第1種優先株式	5名（前事業年度末比 3名増）
第2回第1種優先株式	3名（前事業年度末比 増減なし）

(3) 大株主

(普通株式)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
土 地 興 業 株 式 会 社	12,747	8.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,089	5.85
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,913	3.80
ユービーエス エーjee ロンドン アカウント アイ ビービー セグリゲイテッド クライアント アカウント	5,690	3.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,063	3.25
熊 谷 組 互 助 会	3,883	2.50
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,540	2.27
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,539	2.27
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	3,381	2.17
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	3,282	2.11

(注) 出資比率は自己株式（1,570,418株）を控除して計算しております。

(第1回第1種優先株式)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
ドイツェ バンク アーゲー ロンドン ビービー ノントリティー クライアンツ 613	3,000	40.00
ユービーエス エージー ロンドン アカウト アイ ビービー セグリゲイテッド クライアント アカウト	2,000	26.66
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	1,300	17.33
ドイツェ バンク アーゲー ロンドン ビービー ディーケーアール サウンド ショア フィッシャー 658	1,000	13.33
パークレイズ バンク ビーエルシー パークレイズ キャピタル セキュリティーズ エスビーエル/ビービーアカウント	200	2.66

(第2回第1種優先株式)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	41,200	95.37
土 地 興 業 株 式 会 社	1,800	4.16
笹 島 建 設 株 式 会 社	200	0.46

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当、主な職業及び他の法人等の代表状況等
取締役社長	大 田 弘	
取締役副社長	山 口 啓 二	土木事業本部担当、安全環境統括部担当
取締役副社長	高 木 秀 宣	情報システム担当
専務取締役	吉 田 孝 男	建築事業本部担当、技術研究所担当
常務取締役	新 井 克 人	監査室担当、管理本部担当、綱紀担当、個人情報保護担当
取 締 役	佐 塚 和 夫	建築事業本部長
取 締 役	石 垣 和 男	土木事業本部長、土木事業本部事業戦略推進室長、首都圏支店土木事業部長
取 締 役	草 桶 昌 之	管理本部長
常勤監査役	滝 沢 和 夫	
常勤監査役	矢 崎 文 夫	
監 査 役	敷 田 稔	弁護士、財団法人アジア刑政財団理事長
監 査 役	小 嶋 正 己	弁護士
監 査 役	篠 原 啓 慶	公認会計士、税理士、独立行政法人国立博物館監事

- (注) 1. は代表取締役であります。
2. 監査役敷田 稔、小嶋正己及び篠原啓慶の各氏は社外監査役であります。
3. 印は平成18年6月29日開催の第69期定時株主総会において新たに選任された取締役及び監査役であります。
4. 監査役篠原啓慶氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成19年4月1日付にて取締役の地位及び担当業務が次のとおり変更となりました。
- | | | |
|--------|---------|------------------------------------|
| 取締役副社長 | 山 口 啓 二 | 土木事業本部担当、国際支店担当 |
| 専務取締役 | 吉 田 孝 男 | 建築事業本部担当、技術研究所担当、CSR推進室担当 |
| 常務取締役 | 佐 塚 和 夫 | 建築事業本部長、安全環境統括部担当 |
| 常務取締役 | 石 垣 和 男 | 土木事業本部長、土木事業本部事業戦略推進室長、首都圏支店土木事業部長 |

(注) は代表取締役であります。

当社は執行役員制度を導入しております。平成19年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

* 執行役員社長	大田弘	* 執行役員	草桶昌之
* 執行役員副社長	山口啓二	* 執行役員	田中修市
* 執行役員副社長	高木秀宣	* 執行役員	林直樹
* 専務執行役員	吉田孝男	* 執行役員	伊藤隆浩
専務執行役員	武田和夫	* 執行役員	西岡浩治
専務執行役員	市川康生	* 執行役員	森岡誠有
専務執行役員	船本隆則	* 執行役員	牧野孝弘
* 常務執行役員	新井克人	* 執行役員	三木康精
常務執行役員	中里哲郎	* 執行役員	佐藤孝一
常務執行役員	秋元邦夫	* 執行役員	吉川定二
常務執行役員	松浦良和	* 執行役員	藤原孝棟
常務執行役員	武藤隆夫	* 執行役員	栗林内健一
* 執行役員	佐塚和夫	* 執行役員	竹内一
* 執行役員	石垣和男	* 執行役員	石蔵陽一

(注) 1. *印は取締役兼務であります。

2. 平成19年4月1日付にて執行役員の地位が次のとおり変更となりました。

* 常務執行役員	佐塚和夫	常務執行役員	田中修市
* 常務執行役員	石垣和男	執行役員	作本裕行

(注) 1. *印は取締役兼務であります。

2. 印は新任執行役員であります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 8名 75百万円

監査役 5名 35百万円（うち社外3名 18百万円）

(注) 株主総会で承認を受けた報酬額は、取締役「月額30百万円以内」、監査役「月額5百万円以内」であります。

(3) 社外役員に関する事項

監査役 敷田 稔、小嶋正己及び篠原啓慶の各氏は社外監査役であります。

他の会社の社外役員の兼任状況

敷田監査役はダイコク電機株式会社の社外監査役であります。

小嶋監査役はニューリアルプロパティ株式会社の社外監査役であります。

篠原監査役はユアサ・フナシヨク株式会社の社外監査役であります。

当事業年度における主な活動状況

敷田監査役は、取締役会は25回開催中4回出席し、監査役会は14回開催中13回出席いたしております。

小嶋監査役は、取締役会は25回開催中24回出席し、監査役会は14回開催中全てに出席いたしております。

両氏は、取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から必要に応じ発言を行っております。

篠原監査役は、監査役就任以降、取締役会は20回開催中17回出席し、監査役会は10回開催中9回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じ発言を行っております。

平成16年の和歌山県発注工事に關し、昨年12月に当社の使用人が競売入札妨害(談合)罪で起訴されております。各監査役は、かかる不祥事につき報告されるまで当該事実を認識しておりませんでした。それ以前より、各支店に往査を実施し、法遵守の徹底に努めておりました。また、状況判明後におきましては法務関連部署に不祥事の詳細を求め、その把握に努めるとともに、各支店への往査を継続して行い再発の防止に努めております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額

35百万円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社の子会社である華熊營造股份有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると判断した場合、監査役会規則に則り、監査役会における監査役全員一致の決議によって解任いたします。この場合、監査役会の選任した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任した旨及びその理由を説明いたします。

また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、上記の体制につき、次のとおり決議いたしました。

当社は、「建設を核とした事業活動を通して、社会に貢献する企業集団を目指す」という「経営理念」の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることが不可欠であるとの認識のもと、内部統制システムに関して以下のとおり体制を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全ての取締役、執行役員（以下併せて「役員」という。）及び使用人を対象とした企業行動指針を定め、周知徹底を行う。

全体の法遵守体制の整備と法務面での指導は管理本部が行い、個別の法令を管理する各本部が法令遵守システムを維持整備し、業務執行における法令遵守の状況を内部監査部門が監査する体制を整備する。

役員及び使用人の職務の執行に必要な手続きについては、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁手続規程等の社内規程に定める。

法令遵守に関する定期的な教育・研修制度を設ける。

役員、支店長等の経営トップが社員に対して、日常の機会を捉えて法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営の周知徹底を行う体制を整備する。

法令違反行為、不正行為を早期に把握し是正することにより違反行為及び事態の悪化を防止すること、並びに社員相互の牽制効果により法令違反行為自体の発生を予防することを目的として社内通報制度を設ける。

経営から独立した法遵守監査委員会が外部の目でコンプライアンス体制を評価し、経営に報告・提案する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る各種の情報を適切に保存及び管理するために、社内規程を整備し、周知徹底を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの内容に応じた管理を行うため、事業運営上想定されるリスクを部門毎に分類し、主管部署はマニュアル等を定める。

適切なリスク管理を行うため、コンプライアンス規程、決裁手続規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、多面的なリスクを検討すべき事項については部門横断的な全社委員会を設置する。

取締役がリスク管理上の重要事項についての報告を適宜受けるための体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、執行役員制度を採用する。

経営戦略、各部門予算、設備投資等の重要な経営課題については、経営会議において論点及び問題点を明確にした上で取締役会において決定する。

役員、支店長に対して経営戦略、経営課題に対する取組方針等についての周知徹底を行うため、役員支店長会議を設置する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の経営状況の把握、問題点の早期発見と対応策の立案等、グループ会社の経営全般を管理するため、グループ会社管理・運用規程を定める。

グループ経営の観点から個別グループ会社の業績確認及び経営課題の検討を行うため、親会社の取締役並びに事業推進部門責任者、及びグループ会社社長が出席するグループ経営検討委員会を設置する。

グループ会社が法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営を行うよう、親会社のコンプライアンス・プログラムの趣旨をグループ会社に対して展開し、周知徹底を行う。

親会社は、グループ会社が適切な内部統制システムを整備するよう指導するための体制を整備する。

グループ会社には監査役を置くとともに、適切な監査を行うため子会社・関連会社監査役監査規程を定める。

6. 監査役の監査に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

- (2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の任命、異動等人事に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得る。

- (3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

役員及び使用人は、監査役監査において担当する職務の執行状況等について報告する。また、監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握し、必要に応じて役員及び使用人から報告を求めることができる体制を整備する。

- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実効性を高めるため、監査役が、会計監査人並びに内部監査部門が監査した監査結果の内容を確認するとともに意見交換を行う体制を整備する。

- (2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
		百万円	百万円
流動資産	173,956	流動負債	153,787
現金預金	41,426	支払手形	36,776
受取手形	11,555	工事未払金	57,124
完成工事未収入金	89,246	短期借入金	25,315
未成工事支出金	8,010	未払金	6,933
繰延税金資産	3,439	未払法人税等	328
未収入金	18,752	未成工事受入金	9,810
その他	2,493	預り金	12,214
貸倒引当金	969	完成工事補償引当金	669
固定資産	41,870	工事損失引当金	638
有形固定資産	9,891	従業員預り金	2,227
建物・構築物	1,844	その他	1,749
機械・運搬具	128	固定負債	28,864
工具器具・備品	340	長期借入金	15,846
土地	7,578	退職給付引当金	12,872
無形固定資産	765	その他	145
投資その他の資産	31,213	負債合計	182,651
投資有価証券	11,920	純 資 産 の 部	
関係会社株式	4,623	株主資本	30,814
長期貸付金	1,999	資本金	13,341
長期営業外未収入金	4,885	資本剰余金	9,927
破産債権、更生債権等	4	資本準備金	9,926
長期前払費用	171	その他資本剰余金	1
繰延税金資産	6,421	利益剰余金	7,939
長期積立保険	4,055	その他利益剰余金	7,939
その他	1,401	繰越利益剰余金	7,939
貸倒引当金	4,270	自己株式	394
資産合計	215,826	評価・換算差額等	2,360
		その他有価証券評価差額金	2,360
		純資産合計	33,174
		負債純資産合計	215,826

損 益 計 算 書 （平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで）

	百万円	百万円
売 上 高	263,532	263,532
完成工事高		
売 上 原 価	247,563	247,563
完成工事原価		
売上総利益		
完成工事総利益	15,968	15,968
販売費及び一般管理費		11,882
営業利益		4,086
営業外収益		
受取利息配当金	340	
その他の	125	465
営業外費用		
支払利息	1,243	
その他の	252	1,496
経常利益		3,055
特別利益		
前期損益修正益	84	
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	2,087	
その他の	93	2,272
特別損失		
前期損益修正損	274	
固定資産売却損	16	
貸倒引当金繰入額	821	
その他の	645	1,756
税引前当期純利益		3,571
法人税、住民税及び事業税	128	
法人税等調整額	608	736
当期純利益		2,834

株主資本等変動計算書 (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成18年3月31日残高	13,341	9,926		9,926	5,104	5,104
事業年度中の変動額						
当期純利益					2,834	2,834
自己株式の取得						
自己株式の処分			1	1		
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計			1	1	2,834	2,834
平成19年3月31日残高	13,341	9,926	1	9,927	7,939	7,939

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成18年3月31日残高	339	28,033	3,164	3,164	31,197
事業年度中の変動額					
当期純利益		2,834			2,834
自己株式の取得	67	67			67
自己株式の処分	12	13			13
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			804	804	804
事業年度中の変動額合計	54	2,780	804	804	1,976
平成19年3月31日残高	394	30,814	2,360	2,360	33,174

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- a. 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。
- b. その他有価証券の時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

- a. 未成工事支出金の評価は、個別法による原価法によっております。
- b. 材料貯蔵品の評価は、移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率により計算した金額のほか、貸倒懸念債権等については個別に債権を評価して回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金は、完成工事に係るかし担保の費用にあてるため、過去の一定期間における実績率により計算した金額を計上しております。

工事損失引当金は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異は15年による按分額を費用処理しており、過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

完成工事高の計上基準は、原則として工事進行基準を適用しております。但し、工期が1年未満の工事については工事完成基準によっております。なお、当事業年度における工事進行基準による完成工事高は167,061百万円であります。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 重要な会計方針の変更

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

なお、これまでの資本の部の合計に相当する金額から変更はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金預金	10百万円
建物・構築物	1,779百万円
土地	7,470百万円
投資有価証券	3,948百万円
関係会社株式	1,674百万円
投資その他の資産「その他」	120百万円
合計	15,004百万円

上記の資産は短期借入金894百万円等の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,649百万円

(3) 保証債務の内容及び金額

他の会社等の銀行借入金等について保証を行っております。

借入金保証	641百万円
分譲住宅売買契約手付金の返済保証	990百万円
工事入札・履行保証等	41百万円
合計	1,673百万円

(4) 関係会社に対する短期金銭債権

関係会社に対する短期金銭債権	705百万円
関係会社に対する長期金銭債権	1,175百万円
関係会社に対する短期金銭債務	3,152百万円

(5) 事業年度末日満期手形の会計処理

当事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	308百万円
支払手形	12百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分	110百万円
(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高	16,956百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	161百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,570,418株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	5,239百万円
未払金等	1,236百万円
有形固定資産評価損	996百万円
会員権等評価損	1,464百万円
関係会社株式等評価減	1,424百万円
繰越欠損金	92,906百万円
その他	3,217百万円

繰延税金資産小計 106,483百万円

評価性引当額 94,958百万円

繰延税金資産合計 11,525百万円

繰延税金負債

其他有価証券評価差額金	1,604百万円
その他	59百万円

繰延税金負債合計 1,663百万円

繰延税金資産の純額 9,861百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
永久に損益に算入されない項目	8.1%
住民税均等割等	6.9%
評価性引当額	35.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.6%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び事業年度末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	事業年度末残高相当額
工具器具・備品	804百万円	235百万円	569百万円
その他	79百万円	38百万円	40百万円
合計	883百万円	274百万円	609百万円

なお、取得価額相当額は、未経過リース料事業年度末残高が有形固定資産の事業年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料事業年度末残高相当額

1年内	204百万円
1年超	405百万円
合計	609百万円

なお、未経過リース料事業年度末残高相当額は、未経過リース料事業年度末残高が有形固定資産の事業年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額	
支払リース料	160百万円
減価償却費相当額	160百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	47.64円
(2) 1株当たり当期純利益	17.02円
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	10.56円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益

当期純利益	2,834百万円
普通株主に帰属しない金額(優先配当金の総額)	423百万円
普通株式に係る当期純利益(-)	2,411百万円
普通株式の期中平均株式数	141,680千株

1株当たり当期純利益 = /

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

当期純利益調整額(優先配当金の総額)	423百万円
普通株式増加数	126,750千株
(うち第1回第1種優先株式)	18,750千株
(うち第2回第1種優先株式)	108,000千株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 = (+) / (+)

「普通株主に帰属しない金額(優先配当金の総額)」及び「当期純利益調整額(優先配当金の総額)」は、平成19年6月28日開催予定の第70期定時株主総会の議案として提案しております第1回第1種優先株式及び第2回第1種優先株式の配当金の総額であります。

8. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流動資産	212,693	流動負債	179,838
現金預金	54,853	支払手形・工事未払金等	113,896
受取手形・完成工事未収入金等	122,529	短期借入金	25,720
未成工事支出金	11,004	未払法人税等	515
繰延税金資産	3,439	未成工事受入金	13,161
未収入金	18,884	預り金	12,736
その他	3,230	完成工事補償引当金	705
貸倒引当金	1,248	工事損失引当金	640
固定資産	50,114	その他	12,462
有形固定資産	14,822	固定負債	33,032
建物・構築物	3,220	長期借入金	16,180
機械・運搬具・工具器具・備品	1,320	退職給付引当金	16,706
土地	10,281	その他	145
無形固定資産	985	負債合計	212,870
投資その他の資産	34,305	純 資 産 の 部	
投資有価証券	17,631	株主資本	45,777
長期貸付金	1,177	資本金	13,341
長期営業外未収入金	6,196	資本剰余金	9,927
破産債権、更生債権等	1,259	利益剰余金	23,013
繰延税金資産	8,779	自己株式	504
その他	6,008	評価・換算差額等	2,835
貸倒引当金	6,746	その他有価証券評価差額金	2,811
資産合計	262,807	繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	24
		少数株主持分	1,324
		純資産合計	49,937
		負債純資産合計	262,807

連結損益計算書 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)

	百万円	百万円
売上高	326,997	326,997
売上原価	306,654	306,654
売上総利益		<hr/>
完成工事総利益	20,342	20,342
販売費及び一般管理費		15,554
営業利益		<hr/> 4,787
営業外収益		
受取利息	204	
受取配当金	177	
持分法による投資利益	136	
その他	170	688
営業外費用		
支払利息	1,265	
その他	248	1,513
経常利益		<hr/> 3,963
特別利益		
前期損益修正益	505	
固定資産売却益	91	
投資有価証券売却益	3,492	
その他	100	4,190
特別損失		
前期損益修正損	342	
固定資産売却損	31	
貸倒引当金繰入額	1,098	
その他	748	2,221
税金等調整前当期純利益		<hr/> 5,932
法人税、住民税及び事業税	487	
法人税等調整額	428	915
少数株主利益		<hr/> 47
当期純利益		<hr/> <hr/> 4,969

連結株主資本等変動計算書 （平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成18年3月31日残高	13,341	9,926	18,043	438	40,873
連結会計年度中の変動額					
当 期 純 利 益			4,969		4,969
自己株式の取得				79	79
自己株式の処分		1		12	13
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計		1	4,969	66	4,904
平成19年3月31日残高	13,341	9,927	23,013	504	45,777

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成18年3月31日残高	3,901		64	3,965	1,330	46,169
連結会計年度中の変動額						
当 期 純 利 益						4,969
自己株式の取得						79
自己株式の処分						13
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	1,089	0	40	1,130	5	1,136
連結会計年度中の変動額合計	1,089	0	40	1,130	5	3,767
平成19年3月31日残高	2,811	0	24	2,835	1,324	49,937

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数10社

(株)ガイアート・K、テクノス(株)、ケーアンドイー(株)、テクノスペース・クリエイツ(株)、華熊營造股份有限公司、タイクマガイカンパニーリミテッド、クマガイグミ(マレーシア)センディリアンベルハッド、ヒーバリミテッド、(株)ファテック、(株)テクニカルサポート

主要な非連結子会社の名称

(株)上越シビックサービス

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数5社

笹島建設(株)、共栄機械工事(株)、(株)前田工務店、石田工業(株)、ジオスター(株)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称

a. 持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称

(株)上越シビックサービス

b. 持分法を適用しない主要な関連会社の名称

シーイーエヌソリューションズ(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社である華熊營造股份有限公司、タイクマガイカンパニーリミテッド及びクマガイグミ(マレーシア)センディリアンベルハッドの決算日は12月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。但し、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

上記以外の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

ア. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券の時価のあるものの評価は、決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

イ. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブの評価は、時価法によっております。

ウ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

a. 未成工事支出金の評価は、個別法による原価法によっております。

b. 材料貯蔵品の評価は、移動平均法による原価法によっております。

重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

イ. 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

重要な引当金の計上基準

- ア. 貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率により計算した金額のほか、貸倒懸念債権等については個別に債権を評価して回収不能見込額を計上しております。
- イ. 完成工事補償引当金は、完成工事に係るかき担保の費用にあてるため、過去の一定期間における実績率により計算した金額を計上しております。
- ウ. 工事損失引当金は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- エ. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- なお、会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しており、過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～9年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～9年）による定額法により、それぞれ翌連結会計年度から費用処理することとしております。

その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ア. 完成工事高の計上基準
完成工事高の計上基準は、原則として工事進行基準を適用しております。但し、工期が1年未満の工事については工事完成基準によっております。なお、当連結会計年度における工事進行基準による完成工事高は167,470百万円であります。
- イ. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ウ. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。
- エ. 連結納税制度の適用
当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価方法は、部分時価評価法によっております。
- (6) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
- なお、これまでの資本の部の合計に相当する金額は48,612百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金預金	10百万円
建物・構築物	2,035百万円
土地	7,493百万円
投資有価証券	5,395百万円
投資その他の資産「その他」	120百万円
合計	15,055百万円

上記の資産は長期借入金333百万円及び短期借入金1,299百万円等の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

	22,399百万円
--	-----------

(3) 保証債務の内容及び金額

他の会社等の銀行借入金等について保証を行っております。

借入金保証	101百万円
分譲住宅売買契約手付金の返済保証	990百万円
合計	1,092百万円

(4) 受取手形裏書譲渡高

	0百万円
--	------

(5) 連結会計年度末日満期手形の会計処理

当連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	514百万円
支払手形	1,441百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

発行済株式の総数	207,596,504株
普通株式	156,896,504株
第1回第1種優先株式	7,500,000株
第2回第1種優先株式	43,200,000株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

当連結会計年度中において剰余金の配当は行っておりません。

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当

平成19年6月28日開催予定の第70期定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

普通株式の配当に関する事項

配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	232百万円
1株当たり配当額	1円50銭
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月29日

第1回第1種優先株式の配当に関する事項

配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	62百万円
1株当たり配当額	8円35銭
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月29日

第2回第1種優先株式の配当に関する事項

配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	360百万円
1株当たり配当額	8円35銭
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月29日

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	147.66円
(2) 1株当たり当期純利益	32.23円
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	18.55円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益

当期純利益	4,969百万円
普通株主に帰属しない金額(優先配当金の総額)	423百万円
普通株式に係る当期純利益(-)	4,546百万円
普通株式の期中平均株式数	141,034千株

1株当たり当期純利益 = /

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

当期純利益調整額(優先配当金の総額)	423百万円
普通株式増加数	126,750千株
(うち第1回第1種優先株式)	18,750千株
(うち第2回第1種優先株式)	108,000千株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 = (+) / (+)

「普通株主に帰属しない金額(優先配当金の総額)」及び「当期純利益調整額(優先配当金の総額)」は、平成19年6月28日開催予定の第70期定時株主総会の議案として提案しております第1回第1種優先株式及び第2回第1種優先株式の配当金の総額であります。

5. その他の注記

(1) 有価証券に関する注記

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
ア. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	4,045百万円	8,394百万円	4,348百万円
イ. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	725百万円	639百万円	86百万円
債券(国債・地方債等)	222百万円	221百万円	1百万円
小計	948百万円	861百万円	87百万円
合計	4,994百万円	9,255百万円	4,261百万円

当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額	6,440百万円
売却益の合計額	3,492百万円

時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額	
その他有価証券（非上場株式）	3,535百万円
その他有価証券のうち満期のあるものの今後の償還予定額	
1年超5年以内	
債券（国債・地方債等）	221百万円

(2) 退職給付に関する注記

採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

連結子会社である株式会社ガイアート・Kについては、昭和63年4月1日より、退職金の一部について適格退職年金制度と厚生年金基金制度を併用する形で採用しております。

その他の連結子会社においては、退職一時金制度もしくは中小企業退職金共済制度を採用しております。

なお、当社及び株式会社ガイアート・Kについては、従業員の退職に際して早期退職優遇制度を採用しております。

退職給付債務に関する事項

退職給付債務	28,659百万円
年金資産	879百万円
未積立退職給付債務	27,779百万円
会計基準変更時差異の未処理額	8,967百万円
未認識数理計算上の差異	8,170百万円
未認識過去勤務債務（債務の減額）	6,064百万円
連結貸借対照表計上額純額	16,706百万円
前払年金費用	百万円
退職給付引当金	16,706百万円

(注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

2. 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

退職給付費用に関する事項

勤務費用	1,213百万円
利息費用	583百万円
期待運用収益	13百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	1,120百万円
数理計算上の差異の費用処理額	2,395百万円
過去勤務債務の費用処理額	1,835百万円
退職給付費用	3,464百万円

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	2.0%
過去勤務債務の額の処理年数	5～9年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によっております。）
数理計算上の差異の処理年数	5～9年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から償却することとしております。）
会計基準変更時差異の処理年数	15年

(3) 当社の持分法適用関連会社であるジオスター株式会社において、金利スワップ取引を行っており、繰延ヘッジ処理を採用しております。

(4) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月15日

株式会社 熊谷組

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 山崎清孝 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 野口哲生 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社熊谷組の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。

当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成19年5月15日

株式会社 熊谷組

取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員
業務執行社員
代表社員
業務執行社員

公認会計士 山崎清孝 ㊞

公認会計士 野口哲生 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社熊谷組の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社熊谷組及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役会の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 19 年 5 月 16 日

株式会社 熊 谷 組 監査役会

常勤監査役 滝 沢 和 夫 ⑩

常勤監査役 矢 崎 文 夫 ⑩

社外監査役 敷 田 稔 ⑩

社外監査役 小 嶋 正 己 ⑩

社外監査役 篠 原 啓 慶 ⑩

以 上

株 主 メ モ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 毎年6月開催

基準日 定時株主総会 毎年3月31日
剰余金の配当 毎年3月31日
そのほか必要あるときは、あらかじめ公告して定めた日

株主名簿管理人 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番4号
住友信託銀行株式会社証券代行部

(郵便物送付先) 〒183-8701
東京都府中市日鋼町1番10
住友信託銀行株式会社証券代行部

(電話照会先) (住所変更用紙のご請求) ☎ 0120-175-417
(その他のご照会) ☎ 0120-176-417

(インターネット
ホームページURL) [http://www.sumitomotrust.co.jp/STA/
retail/service/daiko/index.html](http://www.sumitomotrust.co.jp/STA/retail/service/daiko/index.html)

同 取 次 所 住友信託銀行株式会社
本店及び全国各支店

公告の方法 当社のホームページに掲載する。
<<http://www.kumagaigumi.co.jp/>>
ただし、事故その他やむを得ない
事由によって電子公告による公告
をすることができない場合は、日
本経済新聞に掲載して行う。

